

第 4 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成28年8月10日

閉 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成28年8月10日（水曜日）

午後1時29分開議

午後2時52分閉会

本日の会議に付した事件

議題

- ①「平成28年熊本地震」に係る国の財政支援等について
- ②「平成28年熊本地震」からの復旧・復興プランについて

報告事項

- ①「平成28年熊本地震」に関するアンケート（県民・県職員）の実施について
- ②「平成28年熊本地震」における安否不明者の捜索について

出席委員（8人）

委員長 高木健次  
 副委員長 緒方勇二  
 委員 小杉直  
 委員 氷室雄一郎  
 委員 荒木章博  
 委員 鎌田聡  
 委員 小早川宗弘  
 委員 河津修司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本浩  
 危機管理監 本田圭  
 広報課長 倉光麻理子  
 危機管理防災課長 間宮将大  
 知事公室付政策調整監 府高隆

総務部

部長 池田敬之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 大村裕司

政策審議監 田中信行

総務私学局長 古森美津代

人事課長 平井宏英

財政課長 竹内信義

財産経営課長 満原裕治

私学振興課長 塘岡弘幸

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 沼川敦彦

消防保安課長 松岡大智

税務課長 井芹護利

企画振興部

企画振興部長 島崎征夫

政策審議監 山本國雄

地域・文化振興局長 斉藤浩幸

交通政策・情報局長 福島誠治

首席審議員兼企画課長 吉田誠

地域振興課長

兼県央広域本部振興部長 小牧裕明

文化企画・

世界遺産推進課長 手島伸介

交通政策課長 藤井一恵

政策監 内田清之

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐博

政務調査課課長補佐 岩永千夏

午後1時29分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第4回総務常任委員会を開会いたします。

昨年度から、閉会中委員会は、委員会として掘り下げたいテーマを設定し、重点的に協議を行うことになっております。今回の委員

会は、議事次第記載の議題について協議したいと思いますので、各委員におかれましては、この議題に沿った質疑を行われますよう御協力をお願いいたします。

次に、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（危機管理防災課長、財政課長の順に自己紹介）

○高木健次委員長 沼川市町村課長は、後ほど自己紹介をしてもらいます。

それでは、議事に入ります。

議題ごとに執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、議題1、平成28年熊本地震に係る国の財政支援等について、竹内財政課長から説明をお願いします。

○竹内財政課長 それでは、お手元のA4横、平成28年熊本地震に係る国の財政支援等についてという資料のほうで御説明させていただきます。

まずもって、委員の皆様方におかれましては、これまで、4月以降、毎月の専決を含みます8回にわたります熊本地震関係の予算に御理解を賜りまして、大変ありがとうございます。引き続き、県議会の御理解をいただきながら、速やかに復旧、復興が進められるよう取り組んでまいりますので、御指導のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1ページのほうから順次御説明申し上げます。

まず、熊本地震からの復旧、復興に要する事業費見込み額ということで、1ページに掲げております。

まず1つ目の丸でございますが、熊本地震からの復旧、復興に要する事業費の現段階での見込み額は約2兆5,000億円となります。

内訳につきましては、欄外、一番下のほうに入れております。億円単位で記載させていただいております。欄の一番右下のところですが、2兆4,835億円、これが現段階での事業費の見込み額でございます。ただし、国、それから民間だけで実施する事業というのはこの中には含まれておりません。

続きまして、2つ目の丸で記載しておりますが、県債を借りまして後年度に分割して事業費を負担することで単年度の負担を少なくできます適債事業、これが約8,000億円に対しまして、起債することのできない非適債事業が約1兆3,000億円と、1.5倍以上になっております。

この割合は現段階のものでございまして、3ページ以降で御説明させていただきます災害対策債との活用というのが今見えてきておりますので、その中には、この部分では非適債のほうに入れさせていただいております。そこについては、後ほどまた御説明させていただきます。

ただ、この数値自体も、現時点で見込めます事業費を計上しておるんですが、これからの復興に要する事業費を全て織り込めているとは言い切れない状況にございます。今後、さらに増加する可能性もあるということをお理解いただければと思います。

ちゅうちょなく、財政面で安心感を持って復旧、復興にしっかり取り組んでいくためには、国によります財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要なわけですが、これまで県議会とともに国への要望に継続的に取り組んでまいりました結果、地方負担額の大きい一部の非適債事業に対しまして、災害対策債活用による実質負担額の縮減とか、あるいは復興基金設置の財源確保が明らかにされるなど、成果があらわれつつあります。こちらについては、後ほど6ページ以降で説明をさせていただきます。

続きまして、ページをおめくりいただきま

して2ページをお願いいたします。

財源内訳のケースごとの違いということで、全体事業見込み額2兆5,000億円が、どういう形で県費が圧縮されるのかというイメージを掲げさせていただいております。

まず、ケース1というのは、激甚法の適用が全くない、通常の場合でございます。この場合、2兆5,000億円のうち県費が8,542億円、真ん中の黒い部分になりますが、かなりの額が出てまいります。

これが、激甚法が適用されることによりまして、補助率がかさ上げになるということで、ここが8,211億円、ただ、一方で、交付税算入が1,249億円ございますので、この交付税算入の部分を除いた約7,000億円ぐらいが県の実際の負担ということになります。

それが、現在、私どもがあるいは県議会とともに要望をさせていただいている東日本大震災並みというのがどういうものかというイメージがケース3でございます。

国庫の補助率等がかさ上げされることによりまして、県費の負担というのが非常に圧縮されるということがおわかりいただけるかと思えます。

では、現段階でどの段階にいるのかというのを、今現在、予備費、それから国のほうで次期経済対策等の枠組みが明らかにはなっておりますが、それに基づく県の予算というのが、まだ今後組ませていただくことになっております。現状のイメージで申しますと、ケース2とケース3の間ではございますが、その数値につきましては、また今後精査させて、時期を見て御報告させていただければと思っております。

それから、3ページからが、これまでの要望によりまして地方負担額が小さくなってきた例を3つ掲げさせていただいております。

まず、県に関します部分といたしまして、グループ補助金でございます。

グループ補助金につきましては、被災した

熊本の中小企業等のグループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設の復旧でございます。

こちらにつきましては、第1次公募のほうを7月22日に締め切っております。113グループ、補助の申請予定ということで、既に618億上がってきているというふうに聞いております。

こちらの共同施設の災害復旧事業については、補助災害復旧事業債を100%充当して、元利償還金の95%を普通交付税措置するというような対応がこれまでの対応だったんですが、これを、地方負担分につきまして災害対策債という特別の起債の対象にするということで、その元利償還金の95%を交付税措置すると。

こちらにつきましては、下のイメージ図をごらんいただきたいんですが、このイメージ図に掲げておりますように、国庫補助、これは全体が国費400億円、それから県の負担が200億円、そして事業者の方が200億円負担するという図なんです。県が負担いたします200億円、真ん中の地方負担4分の1の部分でございますが、こちらに災害対策債を充当して元利償還金の95%を交付税措置に充てるということで、実質の地方負担額が、点線から上の部分、200億円に対して10億円に圧縮されるということで、非常に制度として地方負担を減らしていく仕組みができてきているということでございます。

続きまして、4ページでございます。

こちらは市町村の災害廃棄物処理に係るものでございます。

実施主体が市町村ということもございまして、財政規模が非常に小さなところが多いということもあって、その被災市町村の負担を最大限軽減する仕組みがつくられております。具体的には、実質の地方負担額を2.5%以下に圧縮するというものでございます。

こちら、イメージ図、下をごらんいただ

きたいんですが、先ほどと同様に、地方負担2分の1の部分に関しまして災害対策債を充てられると。これの元利償還金、返済する部分でございますが、ここの95%を交付税措置しております。

さらに加えて、財政規模が小さいところが多いということで、財政規模に応じまして、ここにGND基金と書いておりますが、これがグリーンニューディール基金という環境省の国庫でございます。こちらを充てることによりまして、例えば益城町であれば、この一番右端の白い部分、ここが全体の0.3%ぐらいになるということで、総額200億円ぐらいかかる瓦れきの処理に対して、そこが7,000万弱で終わるといような仕組みがつけられているところでございます。

続きまして、5ページ、3の③でございます。これも市町村に係る部分でございます。被災庁舎の復旧でございます。

現在、宇土、八代、人吉、水俣、天草の5市、それから、大津、益城、小国の3町、こちらの8団体の庁舎が被災しております。

資料をごらんいただきたいんですが、現行制度では、被災施設の復旧は、原形復旧が原則でございます。一番下のイメージ図をごらんいただきたいんですが、現行制度の対象というのは、被災前の延べ床面積に限られております。

ここに対しまして、課題といたしまして、そもそも築35年以上たっている庁舎が狭隘化している、これを解消して次の災害等に備える必要がある、そういった復旧が必要である、それから、将来的な施設管理等のコストを軽減するために、被災していない分庁舎等の統合も将来的に考えられるというところで、そこにつきまして②の部分を出しております。

こういった熊本地震の特例をつくることによりまして、もともと防災機能拡充等も含めて、拡大する部分も含めて地方財政の措置が

なされるということで、負担が軽減される仕組みになっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

ここからは、復興基金についてちょっと御説明をさせていただきます。

新聞報道等でも出ました。上のほうの丸の4つ目に書いてございますように、総務大臣のほうも、記者会見で復興基金を510億円で考えているという御発言をされています。

そもそも復興基金とは何ぞやというのが一番上の丸でございます。震災からの復興に向けて、被災自治体が地域の実情に応じまして、住民生活の安定、それから、生活再建支援、産業や教育、文化の復興等のさまざまな事業について、単年度の予算の枠に縛られずに、弾力的に対処できる資金として創設したものでございます。

東日本大震災の前は、金利等もよかったということもございまして、運用型だったんですが、東日本大震災からは取り崩し型の基金ということになっております。被災県が取り崩し型の復興基金を設置するという場合に、国が特別交付税で財政措置を講じるというものでございます。

参考のほうに規模感を入れておりますが、単純に被害状況による規模感でまいりますと、例えば中ほどでございますが、東日本と比較した場合、298億円ぐらいの積み上げにしかならないところですが、今回、総務大臣の記者会見では510億円で考えているということで、東日本に負けないぐらいの基金額というのは確保されていくのではないかと考えております。

7ページのほうには、東日本大震災の際に総務省が出した資料をそのまま載せております。先ほど申し上げたような基金の性格等が書いてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、8ページ、復興基金の用途な

どについてでございます。

復興基金を活用した事業の内容や事業期間は、1つ目のポツに書いておりますように、使途に制限のない一般財源である交付税で措置されておりますことから、県において自主的に判断するというふうにされております。

過去の復興基金では、次に掲げるような事業に充てられております。まず、被災者の自立支援のために必要な事業、それから、地域活動の支援やその拠点施設の整備などコミュニティの再生に関する事業、文化、芸術の復興や災害の記録、伝承等の事業、そして地場産業の振興、商店街活性化、さらには就労支援など、地域経済の振興等に関する事業でございます。

このように復興基金は、国や県、それから市町村が実施する事業では対応できない、被災者等のきめ細かいニーズに対応するものと。原則として、県や市町村が直接実施する事業に充当するというようなものにはなっていません。宮城県の基金事業においても、枠内のような枠組みを決めた上で基金を活用している状態でございます。

それから、9ページですが、東日本大震災の際に、復興基金のほかにもどういったものがあるのかというのを掲げております。

一番上が復興基金を書いておりますが、2段目から復興交付金、それから3段目、震災復興特別交付税でございます。

こちらにつきましては、東日本大震災の復興特別会計というものをつくりまして、国民から復興特別税というのを集めた上で、こういった財源をつくった上で手当てをしております。

現状、私どものほうは、この復興交付金に当たるような部分を、個別の補助のかさ上げ等で実施をどんどんお願いしているところでございます。

続きまして、10ページ、これまでの本県、それから県議会での対応と国の動きを対比し

たものを整理させていただいております。

4月14日の前震以降、4月23日に首相が来熊された際に緊急要望をして以来、これまで要望等をしてきております。また、予算につきましても、先日8月8日に専決をさせていただいておりますが、これまで地震関係で、一番下に書いてございますように、3,484億円計上させていただいております。

国におきましても、予備費のほうを、7月26日に第4弾、654億円を使用決定いたしまして、7,000億円のうち2,477億円が活用されていると。加えて、8月2日に経済対策の閣議決定がなされ、その中に熊本地震からの復旧、復興が明記されております。

このように、ある程度国への要望等が実りつつございますが、また、復興基金が造成されることとなりましたけれども、11ページに掲げておりますような課題も残っております。

まず丸の1つ目ですが、国庫補助制度の創設、かさ上げが実現したのものもありますけれども、まだ多額の財源が必要となっております。復興基金510億円と言われておりますが、これに対しまして、事業費見込み額約2.5兆円という財源が要る中で、まだかさ上げ等が実現していないものについては、引き続き実現を求めていくことが必要かと考えております。

それから2つ目ですが、起債が充てられないものあるいは交付税算入率が低いものについては、引き続きこういったところの措置を求めていく。

そして最後でございますが、今回の地震というのが、都市部から中山間地までの広範な被災、震度7が2回、震度6以上が7回発生しているという、非常に特異性があるということで、今後の被災団体のまちづくり、それから宅地被害等に係る支援策の拡充等、こういったところは必要になってくるかと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○高木健次委員長 沼川市町村課長、先ほど紹介できませんでしたので、自席から自己紹介をお願いします。

（市町村課長自己紹介）

○高木健次委員長 以上で議題1に係る執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた際は、名前を言って、座ったまま説明をしてください。

質疑はありませんか。

○河津修司委員 河津です。

この復興基金は、いつごろから使えるような感じなんですか。

○竹内財政課長 今回の復興基金、今明らかになっておりますのが、今回の経済対策におきまして、特別交付税の枠を伸ばして措置されると。特別交付税の支給時期というのが、現在、法律に基づく政令で決まっております。12月と翌年の3月という2回になっております。ただ、必要に応じて、今も特例交付ということで、まあ前倒し、場合によってはお願いするというようなところもございますので、そこにつきましては、まず、県のほうでいきますと、基金を受け入れる条例をつけた上で、それからの措置ということになりますので、また議会のほうとも御相談しながらというところは出てくると思っております。

○河津修司委員 ということは、来年度からぐらいに使えるというような感じなんですか。

○竹内財政課長 通常ですと、先ほど申し上げたように、12月に交付されるということが明らかになれば、12月議会でその部分を積

むということは、通常であれば考えられるところですので、ただ、一方で、急いで活用する部分、今回、復興基金を特別交付税だけでやるのか、あるいは現在他県からも支援金等をいただいておりますので、そういったところも積んで、県として急ぐような事業に充てるのか、そこについてはちょっと今現在検討をさせていただいているところでございます。

○河津修司委員 先ほども話ちょっと出ましたが、市町村が直接やる事業じゃないというようなことなんですが、民間がやるということになるんですか。

○竹内財政課長 市町村が直接やる分じゃないと、例えば民間施設あるいは、ちょっときょう午前中も、済みません、お話が出たところなので、例えば地区の公民館等について、いわゆる補助制度がない、そこに対してどういうふうに充てていくか、それぞれの団体がどういうふうを考えるか、あるいはいわゆる未指定の文化財、こういったところでどういうふうに活用していくか、そのあたりが出てくるということになります。

○河津修司委員 そうなったときには、その交付というか、基金を出すところは、市町村に交付するとかじゃなくて、直接民間のほうにやるというふうな形になるんですか。

○竹内財政課長 やはり地域に一番近い市町村を全く——それは事業によって異なる場合が出てくるかと思いますが、市町村が一番地域の実情を御存じというようなものであれば、やはり市町村を通じて、あるいは市町村がさらに何らかの上乗せをされる場合もあるでしょうし、そこはケース・バイ・ケースかと思えます。

○鎌田聡委員 済みません、関連で基金の関係ですけれども、これは使途は定めてないということは、県が自主的に判断するという事ですから、この使い方についても、条例等をつくって使うということになるんですよ。

○竹内財政課長 東日本大震災のケースを研究しているところではございますが、これはケース・バイ・ケースになっております。条例の中で5条項ぐらい、先ほど、資料で申しますと、8ページのほうの枠組み的なものを定めている県もあれば——宮城県さんの場合は、これは通知で決めております。通知の中に譲っている部分もあれば、まあそこもケース・バイ・ケースでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、県としてはどうして今こうと今のところお考えなんですかね、熊本県としては。

○竹内財政課長 今まさに——先般、7月の末に今回の復興基金ができるということで、現在内部で検討しているところでございます。

基金につきましては、当然に条例が必要かと考えておりますので、その条例の段階で、また県議会のほうにもきちんと御説明をさせていただくということになるかと思っております。

○鎌田聡委員 じゃあ、これから御検討されるということだろうと思います。

あと、他県からの支援金も来ているので、それも加えるという話がありましたけれども、他県から支援金って、今幾らぐらい来ているんですか。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課長でございます。

現在、危機管理防災課が受け付けた見舞金ですけれども、8月7日現在で127の自治体、議会も含めますけれども、そこから約4億円いただいているところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

あと、この基金ですけれども、これは県だけでつくるのか、いろんな基金は市町村でもつくった経緯もあると思いますけれども、今回の場合は、もう県だけで基金をつくって、そこから交付していくということで今のところお考えなのかどうか、教えてください。

○竹内財政課長 先ほど申し上げましたように、要は、市町村においても、やっぱりきめ細かい被災者に対する支援の部分というのはどうしても出てくるかと思えます。実際、各被災市町村等にどれだけ配分するのが適当なのか、あるいは県で全体をグリップした上で必要な市町村に出すのか、そこも含めて現在検討させていただいているところでございます。

○鎌田聡委員 それぞれで、なかなか県だけのルールだけでは対応できない部分も出てくるかと思うんですよ。やっぱり市町村のいろんなニーズもつかんでいって、まあどこでグリップするのかはありますけれども、できるだけ使いやすく——市町村もですね。使いやすいような形で御検討いただきたいと思えます。

○氷室雄一郎委員 ちょっとグループ補助金のことでございますけれども、第1次応募が7月の22日に終わっていると思えますけれども、第1次応募が、御計画がもう900億円を超えていると。予算、予算というか、大枠は618億円だったと思うんですけれども、この2次応募の締め切りは、これは8月の22日ですか。6日でもう締め切りなんですか。終わ



られるんですか。

○竹内財政課長 グループ補助金につきましては、済みません、商工サイドなんですけど、聞いているところでは、第1次公募の2次締め切りは8月26日というふうに聞いております。その後、第2次公募等も考えているというふうに聞いております。

今回の、先ほど申し上げた618億円というのは、あくまでも補助申請予定額で、事業者のほうから出てきているものでございまして、これを受けた上で事業計画をおつくりいただいて、実際の補助金の交付額、申請額が固まっていくということになりますので、ちょっと今大き目に出ているんじゃないかということで、予算枠を完全に超えているという状態にはないかと思えます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、一番早い段階が、いつごろこの確定がなされると考えられるんですか。その辺ちょっとわかりませんか。

○竹内財政課長 商工サイドから聞いているところでは、まず、7月22日に締め切った部分につきまして、8月下旬に実際の交付申請に係る説明会を行うと、その後、9月上旬に申請書、実際の補助金の交付申請書の提出期限を設定いたしまして、9月下旬に交付決定通知を出したいというふうに聞いております。

○氷室雄一郎委員 それは1次応募の分でございますね。

○竹内財政課長 はい、そうでございます。

8月26日締め切り分については、これが大体1カ月おくれで今申し上げたところが入っております。9月下旬に説明会、10月上旬に提出期限、10月下旬に決定通知というふう

に考えているということです。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、10月下旬にはある程度決定が行われるということで考えていいですかね。

○竹内財政課長 そのように聞いております。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○小杉直委員 鎌田委員に関連してちょっとお尋ねしますが、先ほど他県からの支援金が8月7日時点で約4億円というふうに話がありましたが、これは義援金とはまた別個のお金ですか。

○間宮危機管理防災課長 義援金とはまた別個の災害見舞金という形でいただいております。

○小杉直委員 他県というのは、熊本県外の県のこと、市町村も含めて、ただ県だけ。

○間宮危機管理防災課長 他の都道府県と市町村、それから、先ほど申し上げなかったんですけど、例えば中華民国、台湾ですとかアンゴラ共和国といった国からもいただいております。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 127市町村合わせて4億円ということで、これは1億円以上の寄附があったのは何団体ぐらいですか、義援金とか寄附、寄贈とかあったのは。

○間宮危機管理防災課長 済みません、義援金については詳しい数字を承知しておりませんが、災害見舞金につきましては、1億円以

上いただいた団体は今のところないという状況だというふうに認識しております。

○荒木章博委員 それなら、再春館さんが6億とか、日本財団が20億だったか、10億だったかな、そういうものの明細というのは議会側に出してもらっていいですか。

○間宮危機管理防災課長 再春館製菓さん等にどういった形で今いただいているのかを把握しておりませんが、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○荒木章博委員 だから、全体的に1億以上の何らかの形で熊本県に義援金とか寄附とか、いろんな熊本城の復興とか、そういうのに知事宛てに持ってこられたあたりを、ちょっと一覧を見たいなと思うんですけども。

○間宮危機管理防災課長 庁内各課に問い合わせをして、検討したいと思います。

○荒木章博委員 グループ補助金ですけれども、これはかなり利用率が高いんでしょう。どうですか、グループ補助金の状況は。

○竹内財政課長 済みません、詳細にどこまでというところまで十分に把握してございませんが、グループ数といたしまして113グループ、7月22日現在の分ですが、これが1,742社から成っているというふうに聞いております。

○荒木章博委員 だから、国の支援によってそういうグループ補助という一つの組織ができたということなんですけれども、そういった中で、やっぱり伸びていくにつれて熊本県の支出というか、財政というのは、ある意味では大きくなればなるほど熊本県も少し厳しくなってくる。厳しくなってくるというの

は、ほかの予算に対しての配分が少なく抑えられてくるということになりはしないかなと思ってですね。そこのところはどうですか。

○竹内財政課長 こちらの先ほどの資料のほうに掲げておりますけれども、3ページの下のほうの資料になるんですが、実際、今予算化しておりますのが、県負担が200億円でございます。ここに対しまして、交付税措置が95%来るということで、実質は10億円ということ、まあ、10億円ということ、それなりの額ではございますけれども、これがどんどん出ていくことで、県財政そのものが根幹が揺らぐというところまでは、この制度ができたおかげでならないかと思っております。

○荒木章博委員 それはちょっと考え方の違いだけだね。まあ、10億円というんだけれども、少しずつそれにまた応募が多くなっていけば、県の支出は多くなるんじゃないですか。

○竹内財政課長 県の支出は多くなるのは間違いございませんが、要は事業継続をこちらの中小企業等がやっていただくことで、そこで事業をやめたことによって損失が出る、例えば税収とか、そこが維持されるということで、必要な10億円になるのではないかと考えております。

○荒木章博委員 それだけ財政がしっかりするという一つの基本をもとにされる分においては、私はそれはいいと思うんですけども、そこをしっかりと見きわめながら、やっぱりこれは助けるのも当然だけど、県の財政の健全化というのは、やっぱりきちんとした一つの柱として持っていただきたいなというふうに思うんですね。

委員長、引き続きもう1点。

国の補助が、大変な、手厚い予算を計上し

ていただく、これは両部長にも大変感謝申し上げます。また、あわせて、このかかわる人たちの御努力だったなということだと思うんですね。

それに満足することなく、市町村の復興というのは、将来のまちづくりには決して安心ができない今日だというふうに思うんですね。そういった中で、常にやっぱりそういうものに向かって取り組んでいくということも、両部長にもまた重ねてお願いをしたいということで、まずはお礼を申し上げます。やっぱりこれだけ手厚い、それはもういろんな、各部各課によっていろんな要望、陳情、知事を中心となってされた。議会側もそうですけれども。

そういった中で、今後、私も言いましたように、安心することなくということでおりますけれども、両部長の取り組みの考え方について、ちょっともう一回お尋ねしたいと思っておりますけれども。

○池田総務部長 今、委員御指摘のとおりでございます。

今、徐々に国の支援制度が明らかになりつつありますが、ただ、一方で、まだ明らかになっていない支援もございます。引き続き、これについても要望していかなければいけないというふうに思っていますし、あとは特に市町村のまちづくりですね。

市町村のまちづくりについては、来年度以降、恐らく本格化してくるという中で、そういった支援内容について、まだ白紙の状態ということでございます。これについては、来年度以降の国の予算措置の状況も含めまして、しっかりと要望していかなければいけないというふうに考えておまして、委員の先生方の御支援もいただきながら、引き続き、要望等を進めていきたいというふうに考えております。

○島崎企画振興部長 お名前を挙げていただいたのはあれなんです、当然ですが、私もだけでやっているような話では全くなく、各先生方、国会議員の先生方ですとか県会議員の先生方と一丸となって熊本県が要望をした結果なんだと思っています。

今、総務部長も申しましたように、一体となってというのは、各部各担当、グループ補助金で言えば商工観光労働部ですが、いろいろな分野に分かれているわけですが、先ほど申し上げたように、まだまだ必要な額、先ほど竹内課長からも全体で2兆幾ら必要なんですという、当然の事業費や大きい事業費が出ていますので、それが必要であることは事実だと思いますので、引き続き、何とか、まだまだみずからとしても努力をしなければいけないと思っていますので、引き続き御指導を願います。

○荒木章博委員 市町村の復興というのは、いよいよ来年から取り組んでいかなきゃいかぬというふうに思っていますので、ここあたりをしっかりと手当てをしていってこそ、この復興の計画だというふうに思っていますので、引き続きお願いをしたいと思います。

そして、瓦れきについて、環境省、いろんなところから含めて、2年以内に計画を立てておられるようではございますけれども、その状況というのはどんなものでしょうかね。

○府高政策調整監 知事公室です。

これは、この後、復旧・復興プランの御説明の中で……

○荒木章博委員 それなら後でいいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 済みません、再度ちよっ

と確認なんですけれども、復興基金についてちょっと質問をしたいと思いますが、先ほど質問あっておりますけれども、再確認という意味で。

この510億円というふうな数字が出とっただけなんですけれども、この額は、先ほどの説明によると、東日本並みの復興基金であるというふうなことで、一定の評価をされているというふうに思いますけれども、適切な規模なのかどうかというのを、現時点での県の認識というのをちょっと聞きたいと思ったり、使いう方も自由度が非常にあるというふうなことで、さっき、東日本ではこの4つの視点について——8ページにおいて、4つの視点で使われたというふうなことで、今、大枠、こういった4つの分野でこれぐらいのお金を使おうという計画は、まあ後でプランで出てくるのかもしれませんが、今のところあるんですか。

○竹内財政課長 復興基金のまず規模感というところでございますが、資料6ページのほうをちょっとごらんいただきたいんですけども、参考というところに、東日本大震災から想定される基金規模、今回、8月2日に総務大臣が510億というのをおっしゃいましたが、それがどういうところに来るのかというのを比較したのがこちらの表です。

単純に住宅被害だけの比で申しますと、東日本大震災、広範に被災しておりますので、復興基金の規模、全体で1,960億円、この中の内訳というのは、7ページの右下の別表の部分で各県は、なるんですけども、この規模感で単純に引き直して比較しますと、本県の場合、158億にしかありません。

また、内閣府が算出しています資本ストックの被害額というのがございまして、これは民間施設、それから公共の道路等の被害額等も全部含めて大体このぐらいと言っているのがあるんですが、この被害額が、東日本大震

災25兆円に対して、本県、出ているのは熊本県分が3.8兆円、これを復興基金規模感で比較すると298億円にしかありません。

ただ、今回、宮城県の人口規模で——宮城の場合、660億円出ているんですが、これを単純に全人口で割り戻すと508億円ということで、非常に被害というよりは全体を見ているような形があるのかなと。

それから、6ページの右下の米印に記載しておりますが、新潟の中越地震、このとき、先ほど取り崩し型ではなくて運用型と申し上げていたんですが、運用型の中で使うお金が600億円でございまして、ここに対して交付税がどれだけ入ったかという、475億円でございまして。なおかつ、こちらについてはグループ補助金の制度はございませんでした。それから言うと、新潟県の人口、下のほうに書いていますように、231万ということで、本県の1.3倍ということで、規模感から言うと、復興基金に関してはかなり見ていただいているということが言えるかと思っております。

それから、使途でございますけれども、8ページに記載しておりますように、基本的にいわゆる公としてやらなければならない部分については、当然、国の財政措置であったり、県、市町村の財政負担というのが必要になりますけれども、そういった手が非常に日ごろ届かない、民間がやっている地域のコミュニティー施設の復旧等について、やっぱり使っていくのがこの復興基金ではないかと。

それは、総務省のほうのこの基金を創設する際にも、7ページのほうの、ちょっと非常に見にくうございますが、左側の取り崩し型復興基金の創設ということで、まさに住民生活の安定、コミュニティーの再生、地域経済の振興等、こういったところにきめ細かに対処するという、こういった目的を踏まえつつ、活用方策をきちんと考えていきたいということで、今まさにその検討をやっ

いるところでございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。

8ページにも、国や県、市町村が実施する事業では対応できない、被災者のきめ細かいニーズに対応するものとして、この辺の把握もしっかりしながら、それで、何か多いようで、まあ数字的に見れば多いようだけれども、実際は私は少ない額というふうに思いますので、これが有効に活用できるようにしっかりと計画を立てて、この復興基金を使っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○小杉直委員 これは要望でしておきますけれども、いろんなケースと比較すると、510億という復興基金は、まあ満足するような金額かもしれませんが、長期的に見ると、まだまだとてもお金は足りないわけですから、いわゆるチーム熊本を含めて全体一丸となって、引き続き国のほうには要求していくようにいたしましょう。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はないですか。

○鎌田聡委員 済みません、基金でもう一回確認ですけれども、東日本の、7ページですか、こういった額が造成されたということで、これ以降の国からの特別交付税の積み増しというのは、あっているんですか、ないんですか。もうこれっきりで終わっているのかどうかということ。

○竹内財政課長 このいわゆる復興基金としては、これで終わっております。ただ、津波等で非常に被害を受けたところの地域、こういったところについては、別の意味での措置というのはなされているというふうになって

おります。

○鎌田聡委員 じゃあ、それは基金に積まれているということですね、別な意味でのやつというのは。それぞれの県の、どこの県かわかりませんが。

○竹内財政課長 まちづくりの基金として、どちらかというとハード整備も伴う部分として使われている部分がございます。

○池田総務部長 東日本のときには、復興基金、一度、23年10月時点で作りました、その1年後ぐらいに、津波被災地の定住促進支援という形で別途復興基金積み増しが行われています。

その出し方は、基本的に各市町村の定住支援に使うということで、県で設置した基金を通っていますが、直接市町村に行って、市町村でいろんなまた別の支援などに使われているということでございます。そういった意味では、公金の積み増しということにはならないと思います。

○鎌田聡委員 じゃあ、今回、熊本県は510億ですけども、その後の積み増しも、可能性としてはないとは言えないという理解でいいんですね。

○池田総務部長 はい。東日本の例で言えば、ないわけではないので、それはやはりその辺の理屈の整理と手続が必要かというふうに思っています。

○鎌田聡委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、議題1に係る

質疑を終了します。

次に、議題2、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランについて、府高知事公室付政策調整監から説明をお願いします。

○府高政策調整監 私の方から、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランについて御説明をさせていただきます。

先生方、お手元のほうに3種類の資料を用意させていただいております。

まず、A3のカラー刷りのものですが、これが今回の復旧・復興プランの概要をまとめたものでございます。それから、復旧・復興プランの本編、こちらはA4縦ですが、79ページあるものでございます。それから、最後の資料ですが、今回の取り組みのうち主なものにつきまして、ロードマップ、行程表という形で取りまとめております。

このロードマップですが、復旧、復興に向けましての主な取り組みといたしまして、本編の中で整理いたしました取り組みの中から、被災者の生活の再建、それから傷んだ経済の再生、再開に資するもの、それから県民の関心が高いものを今回選びまして、取りまとめをさせていただいております。

それでは、本日は、A3カラー刷り、概要のほうを使いまして、復旧・復興プランの御説明をさせていただきたいと思っております。

A3資料を広げいただきまして、一番左側のほうにございますとおり、この復旧・復興プランというのは、平成24年熊本広域大水害がございましたけれども、このときを初め、災害からの復旧、復興に当たりまして、蒲島知事が提唱してまいりました復旧、復興の3原則、痛みの最小化、創造的復興、創造的復興を熊本のさらなる発展につなげるということを基本にしながら、5月から6月にかけて開催いたしましたけれども、五百旗頭座長をトップといたしましたくまもと復

旧・復興有識者会議、こちらからの提言を踏まえて策定をいたしております。

この中で特に重視している点ですけれども、その右側、基本理念として掲げておりますとおり、県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量の最大化とあります。

これは、今回の地震によりまして、清正公を初め先人が築いてこられました熊本の社会基盤、それから文化財、こういった資産、宝が今回大きく傷ついております。そのありがたみというのを実感しているわけですが、現在、今回のその復旧、復興におきまして、蒲島県政の原点にもう一度立ち返りまして、県民の総幸福量の最大化、こちらを中心に据えつつ、今の世代だけではなく、この先の将来世代にわたりまして総幸福量の最大化を図り、次の世代へと豊かな熊本を継承していくということを意図したものであります。

ちょっと広げてあれですが、本編の中でのこのこと、9ページから10ページに記載いたしましたけれども、口で御説明しますが、その中でも、今回の地震による影響というのが、今回、県土全体に及んでおります。復旧、復興には、県民が心を一つにして、県及び全市町村が力を合わせて取り組むという必要があるということ、それから、県民の各地域が、それぞれの強みというのを生かしながら、熊本の創造的復興に取り組んでいくということを明記しております。

次に、A3概要のほうですが、具体的な取り組みについてでございますが、復旧・復興プランの本編のほうでは2つに分けてまして、まず1つ目が、痛みの最小化を目指した早急な取り組みといたしまして、まず、主に平成28年度の取り組み、短期的なもの、それから、新たな熊本の創造に向けた取り組みといたしまして中長期的なもの、これはおおむね4年間、一部ハード等につきましてはその後も続いていく事業、取り組みもござい

ますが、この2つのタームに分けて記載をいたしております。

こちらの概要のほうで御説明いたしますけれども、全ての取り組みにつきまして、4つの類型、柱立てで整理をいたしております。

まず、この概要の左側のほうに目を移していただきたいんですけども、まず痛みの最小化を目指した早急な対応、主に平成28年度の取り組みというところで取りまとめております。

資料左側の欄の一番上、緑色の項目となりますけれども、暮らし、生活の再建といたしまして、被災者に寄り添い、住まい、医療、福祉、教育など、県民生活の再建を目指す取り組みというのを行ってまいります。

具体的な取り組みということで、黒い四角で幾つか列挙させていただいております。例えば、避難所の運営支援、それからその下、仮設住宅の提供(みんなの家の整備)、宅地の復旧、耐震化支援という形で、11並べております。

右側の一番下ですけれども、南阿蘇村立野地区におけます寄り添いの支援ですとか、東海大学農学部阿蘇キャンパスの再開支援、こういったものを11挙げさせていただいております。

次に、その下の青色の項目です。インフラ、社会基盤の復旧といたしまして、道路、鉄道、阿蘇、熊本城、防災拠点など、熊本の基盤の再生を目指す取り組みを行ってまいります。

具体的な取り組みといたしましては、被災道路の応急復旧、それから本格復旧の着手というようなことが、国道57号、阿蘇大橋の復旧方針の決定、それから、右側になりますけれども、熊本都市圏東部地域のグランドデザイン(大空港構想Next Stage)の策定、それから、国民参加によります熊本城復旧の推進など、8つの項目をここでは取り上げさせていただいております。

次に、その下の赤色の項目です。傷んだ地域産業の再生といたしまして、風評被害対策の実施、観光産業、農林水産業、商工業の再生を目指す取り組みというのを行ってまいります。

具体的な取り組みといたしまして、今、御質問にもありましたけれども、グループ補助金による地域産業の再生、それから農地・農業用施設の復旧、営農支援など、ここでは5項目挙げさせていただいております。

最後に、オレンジ色の項目ですけれども、交流機能の回復といたしまして、阿蘇くまもと空港、熊本港、八代港などの復旧と機能強化を目指す取り組みというのを3項目挙げさせていただいております。

また、右側の欄ですけれども、ここは新たな熊本の創造に向けた取り組みということで、今後おおむね4年間で取り組んでいくもの、今、御説明いたしました短期的、平成28年度に取り組む4項目と同じ色のもの、緑色は緑色、青色は青色という形で、今後おおむね4年間の取り組みとしてつながっていくということを想定したプランの構成といたしております。

暮らし、生活の再建が、中長期では、安心して希望に満ちた暮らしの創造につながる施策になってまいりますし、社会基盤の復旧は、未来へとつながっていく資産の創造、未来の礎を築いていくような取り組みになっていくと。地域産業の再生については、次の世代、次代を担う力強い地域産業の創造といった形でございます。

以上、御説明いたしました取り組みを通じまして、概要の一番右側に掲げました熊本の将来像、災害に強く、誇れる<sup>たから</sup>資産を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本という、この将来像の実現を目指して取り組んでいきたいと思っております。

また、このプランの概要の一番下の欄に、今後の震災復興のモデルとなるためにという

ところで緑色の項目を入れておりますけれども、これは、阪神・淡路大震災、それから新潟県中越地震、東日本大震災、そして今回の熊本地震と大震災が続く中で、今回の熊本地震からの復旧・復興プランにつきまして、今後の震災復興のモデルとなるための取り組みとしていきたいということを記載しております。

特に、この中で右側の一番最後の部分でございますが、今回の地震への初動対応を含めまして、震災対応に関する検証というのを早急にしっかりと行いまして、その結果を今後のプラン等の改定に反映させていきたいと思っております。

その上で、熊本での取り組みを震災からの創造的復興のモデルといたしまして全国に発信し、災害対応の中で得た教訓というのを風化させることなく、次の世代へと確実に継承していきたいと思っております。

最後に、ロードマップについて触れさせていただきます。

お手元の資料の復旧、復興に向けた主な取り組みのロードマップという資料を、お手元の方に御用意いただきたいと思っております。

冒頭にもお話いたしましたけれども、今回、さまざまな取り組みのうち、被災者の方々の生活再建、それから事業の再開に資するというもの、それから県民の関心が高いと思われるものを選びまして、ロードマップ、行程表という形で整理し、今回の復旧・復興プランの別冊としておつけしております。

こちら、ページを1ページめくっていただきますと、右側のほうに目次がございます。先ほど御説明しました4つの柱ごとにまとめておりますけれども、今回はNo.1からNo.24ということで、24の項目について整理してお示しをいたしております。

この復旧、復興に向けました取り組みについては、既に、国、それから各市町村と連携しながら、県庁全体で全力で取り組んでおり

ます。

今回のロードマップにつきましては、あくまでも現時点での調整の範囲内あるいは現在見通しができている範囲で整理しておるといふ都合上、取り組みの終わりの時期も含めて、ある程度具体的にお示しができたものもありますし、または現時点では具体的な示し方が若干難しかったというものも混在するような形であるということをお許しいただきたいと思っております。

幾つか例をお示しして御説明いたします。

1ページ開いていただきまして、No.1というところがございます。

今回の資料につきましては、上のほうで何を行うのかということ項目としてまとめまして、それをいつまでに行うのかというのを、平成28年度から31年度まで、基本的にはこの4カ年度で矢印でお示しをするという形をとっております。

このNo.1、生活の支援、住まいの確保につきましては、仮設住宅で生活される方について、入居後2年をめどに、自宅あるいは災害公営住宅などへの移行について支援を行うということや、被災者の生活再建や自立を支援するために、平成28年10月をめどに地域支援合いセンター、こちらを各市町村で設置していただくということについて、県としても支援していくということを明記いたしております。

また、2ページ開いていただきまして、No.3、今、荒木先生からも御指摘ありましたけれども、災害廃棄物の早期処理とその体制の強化について、ここでまとめております。

今回、地震で発生いたしました災害廃棄物につきましては、195万トンというふうに見込んでおりますが、発災後2年以内、平成30年の4月をめどに処理を完了するという予定を、こちらのロードマップでも明記をさせていただいております。

一方で、また済みません、めくっていただ



きますけれども、No.の10でございます。5～6ページめくっていただきますと、右側ですがけれども、熊本と阿蘇をつなぐ道路の復旧ということで、国道57号、それから、阿蘇大橋、俵山ルートなどの復旧について、ここでまとめております。

こちらについては、上のほうでは、県としてやりますこと、阿蘇への主要ルートの代替道路でございますミルクロード等につきましては、渋滞とか想定されて、もう既に対策もあります。渋滞の対策、それから、冬場は凍結等も予想されます。そうした安全の確保の対策に万全を期すということをお示ししております。

ただ、もう1つ、実際の本体となります57号、阿蘇大橋はどうかということですが、この復旧の時期の見込みにつきましては、現在、国の直轄事業ということで、工法等について懸命に検討していただいております。ただ、そういうことで、現時点では具体的な記載にまでは至っていないということでございます。

今回の復旧・復興プランの策定と公表につきましては、まず一義的に県民の皆様になるべく早く復旧、復興のイメージ、それから、そこに至ります道筋ということをお示ししたいという考えから、7月末というタイムリミットを設定いたしまして、この時期、策定を進めてまいりまして、お示しをしているということでございますけれども、個々の取り組みによっては、ロードマップとしては県民の皆様はまだ満足いただける形には至っていないことは十分認識しております。

引き続き、最大限の取り組み、作業を進めまして、プラン、それからロードマップの改定を行ってまいりたいと思っております。

改定の時期ですけれども、まずは9月の末をめどに全力で取り組んでいるところでございます。

拙い説明でございましたけれども、プラン

の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で議題2に係る執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

○小杉直委員 ちょっとお尋ねしますが、この概要版、これは第1に復旧、復興の3原則で、その1つに被災された方々の痛みを最小化すると。これは、まさしく蒲島県政の基本的な、大事な心構えとしてうたっている点、感心するわけですが、この被災された方々の痛みの前には人命の尊重が最重要ですたいね。

○府高政策調整監 はい。

○小杉直委員 今度は20数名の方が御逝去されたわけですが、大学生が流されてなかなか見つからないということに対して、2次災害のおそれもあるということで、関係機関は探索したり、あるいは様子を見たりして今日まで来て、しかし、その間でも、親御さんとかその関係者は、命をかけてずっと探してご苦労だったのではないかな。

それで、行方不明者については、引き続き発見に努めるとか探索を推進するとか、あれだけ全国的なニュースにもなった事案ですが、そういうのはどこか入れとるのですか、報告に。こっこのプランの中のこの詳しかつには入れとる。

○間宮危機管理防災課長 このプランの中には具体的な記載はしてありませんが、後ほど報告事項でこの状況について御説明をさせていただきますというふうに思います。

○小杉直委員 このプランをつくるときに、そういうふうなことも入れようという意見は

なかったですか。

○府高政策調整監 済みません、本編のほうの第1章というところで、1ページから被災状況等を書いております。

済みません、こういうふうな章立てでつくる際に、避難者、要は被害の状況についての議論はございました。ただ、小杉先生から御指摘の不明者の搜索ということについて、こちらの表現に入れるということまでは思い至らなかったというのが現状でございます。これはおわび申し上げます。

○小杉直委員 おわびは要らぬけれども、やっぱり人命が一番尊重される時期の中において、4年前の九州北部豪雨の場合に1名行方不明になってまだ見つからぬわけですが、この方の場合には、どこでその災害に遭ったか全くわからないということで、現実的に探しようがないわけですね。今度の場合には、多分、川の中に車ごとというふうな客観的要素の中で、親御さんがあれだけ探して回っておられたことが連日報道で流されとったということを考えますと、やっぱり行方不明者については、搜索を推進するとか、発見に努力するとかいうことぐらいは入れとってほしかったなど、私の個人的な要望です。この結果については後で説明があるかもしれませんが、そういう気持ちを持っておるとのことだけ御披露しておきます。

○吉田企画課長 企画課でございます。

プランについては、4カ年戦略、今後また年度中に御提案させていただくことになるんだろうと思います。4カ年戦略の関係で、知事公室付と相談をしておりました。

13ページのほうに、一応、前震発生後ということで、甚だ簡単ではございますが、まずは人命優先ということで、県民の人命を最優先で対応するということは、一応は触れさせ

ていただいております。薄いのは薄い形ではございますが、そういった形で、一応人命を最優先に、まずは活動したということで、企画課とすれば、この復旧・復興プランにつきましては、まずは県庁全体の動きとすれば、当然、人命の優先、そして県民の安全の確保ということが最優先の課題であったということで、この7月夏以降のこの復旧、復興を本格化させるというタイミングでやっていくことを整理しているというふうに認識をしております。

以上です。

○小杉直委員 まあ、あなたに反論する気はなかばってんな。よければ、ああいう客観状況の中の親御さんのあり方とか、いろいろな状況の中で、そのくらいのことを入れとくぐらいの配慮が要ったんじゃないかなかなと思うことでございますので。よかです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 このロードマップの暮らし、生活再建というところですがけれども、この中には、仮設住宅等で生活されている被災者に対して、入居後2年をめどに自宅——自宅を再建するのは大変、個人の負担もあるだろうし、大変難しい問題もあります。もう一つは、災害公営住宅の件でございますけれども、これに移行できるように支援すると。

下に大体の目標等も掲げてありますけれども、東日本大震災、もう5年たちますけれども、災害の公営住宅等は、来年の春にやっと85%ぐらい達成をするということで、それからさらに100%目指すにはかなり時間がかかるということが言われておりますけれども、下のこのロードマップ、必要に応じて期間の延長等を行うということが書いてありますけれども、この災害公営住宅につきましては、

どのように考えておられるのか。

これはもう少し時間がかかりかかるんじゃないかと思うんですけども、各市町村への支援を行うという、ただ一言で終わっとるんですけども、財政的なものなのか。これは非常に難しい問題がございますけれども、その辺をちょっともう少し御説明をしていただければと思います。

○府高政策調整監 先生の御指摘のとおりでございます。

ロードマップのほうの御説明、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが、確かに今回、おおむね4年間ということは、ちょっと蒲島県政3期目というのは一つ念頭に置いているんですけども、この4年間でどこまで取り組めるかという形で今回ロードマップを整理させていただいております。

それで、まずはそのめどといたしましては、確かに応急仮設住宅の整備というのは第一優先ですけども、それを踏まえて、入居者に対する支援、それから仮設住宅等への入居促進というのを、まず29年度までに入居をしていくというのを第1目標として取り組んでいきたいと思っております。

ただ、なかなか相手がある話ですので、すぐそのままいくとは思ってないんですけども、そこは市町村に対する支援も最大限県としても行いながら、進めていきたいというふうに思っています。

○氷室雄一郎委員 しかし、これだけ見ますと、ある程度希望が持てるような感じを受けるわけでございますけれども、この辺はもう少し何か考え方をきちっと示しとったほうがいいんじゃないかと思うわけでございますけれども、かなり、この自宅もそうですけれども、災害公営住宅等につきましては、これはかなり時間を要するわけでございますので、その辺についての基本的な考え方につまみし

ては、もう少し私は、示すといいますか、考え方を述べるべきじゃないかというふうに思っておるわけです。それは、もちろん知事の4年間の任期中だという、その大前提はありますけれども。

○府高政策調整監 この7月のこの時期にお示しして、なかなか不十分だったところもあると思います。次の9月末の改定までに、先生からの御指摘も十分踏まえまして、内容の精査、それから制度の精緻化に向けて努力してまいりたいと思います。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○荒木章博委員 この復旧・復興プランということで概要版をやられておるようですが、例えば、地震災害で起きた急傾斜の災害ですよね。私も、質疑の中で幾つか対応できるところをちょっとお話をしたんですけども。

熊本市が調査をして県に上げて、県が国に上げて予算を確保して、今度は県からまた市のほうに行って、実質、市のほうで工事をやるということで進めているようですが、そういった中で、何か熊本市のほうの担当課というのは、急傾斜の事業なんていうのはやったことないんですよ、今までね。そういうところを、やっぱり県のほうの災害に対する取り組み方というのを、やっぱりしっかり組んでから国と対応していかないと、いまだに全然調査もかかってないところも出ておるわけですよ。熊本市内で20数カ所急傾斜災害指定ということで、国のほうに申請をするということなんですけれども、何分、その連携がとれてないような感じがするんですよ。

だから、ここに社会基盤の復旧ということで、道路、阿蘇、熊本城とか、拠点整備と

か、いろんなことをやっているんですけどもね。だけん、私も、文化庁の文化財局長、今度かわったけれども、女性の人に。そこをお願いして、熊本城の復興に対して、道路の整備とか何かね。やって、すぐ取り上げて、すぐ対応していただいたんですけども、何かそういう取り組みというのが——県が国に対する一つ一つのこういうプランの中の要望について、東京事務所は何しととつかということですよ。

やっぱり東京事務所というのが、張りついて、各省庁に、今、熊本県の重点事項はどんなものなのかというものを、本庁とやっぱりきちんとした連携をとってやらなきゃ、ずっとおくらせてしまうですよ、これは。熊本市は、実際、担当課長さんがわざわざ県まで来てくれて説明した際に、実際、私たちは、こんなの取り扱ったことないんですよと言うんですよ。

だから、復旧・復興プランというのは、非常にこれは格好いいですよ、一つ一つ。一つ一つ上げるなら時間がかかるから僕は言わないけど、そういうプランはいいですよ。しかし、実際におこなっている部分についてのやっぱり国との対応の仕方、これは熊本県だけでできないわけでしょう、国からの補助がなければ。だから、そこで落とさないかぬでしょう、国交省にしろ、農林省にしろ、文化庁にしろ、いろんな省庁にしろですね。

だから、やっぱりこれは東京事務所というのが——一回一回上京してその省庁に行くわけにはいかぬわけだから。だから、国会議員に要望したりとかいろいろやっているでしょうけど、やっぱり生の声を、早急に予算化して進めてくれといったことを——実際、市内の急傾斜でも20数カ所あるんですよ。まだ全然、応急手当でだけで、危険度はいっぱいですよ。そこについて、どういうふうに考えられますか。

○府高政策調整監 済みません、先生の御指摘のあった土木の進め方というのは、了知してなかったところはあるんですけども、おっしゃるとおり、復旧・復興プラン、つくるだけじゃ物が進んでいかないと、そこは一番問題だと思っております。

復旧・復興本部もありまして、全体としてのプランの進捗、それから、先生が御指摘されたような、プランが絵に描いた餅にならないような、中身の部分ですね、進捗管理というのをしっかり進めていかなければならないと思っています。

○荒木章博委員 実際、こういう概要版が出たということをいけないと言っているんじゃないんです。今の進め方で、今、何がおくらせて、何をやらなきゃいけないかということ、早急にやらないかぬこの内容の中のことを、やっぱり早急に対応してほしいというふうに思っているんですよ。

だから、東京事務所あたりが、私は、出先機関にあるわけだから、やっぱり連携とって、こういうのも説明をばあっとやりながら——復旧・復興プランも、東京事務所とは打ち合わせしましたか、いろいろ。認識されていますか。

○府高政策調整監 一つ一つプランの中身について東京事務所とやったということではないんですけども、このプランをつくって、先生がおっしゃるとおり、国との連携とかを図っていく上では、東京事務所というのも確実に重要な役割を果たしてもらい必要があると思っていますので、御指摘の点を十分身にしみて、進め方を考えていきたいと思っています。

○荒木章博委員 もう私は小さいことは言わないから、一つ一つですね、やっぱり今やらなきゃいかぬ状況の中というのは、まだほっ

たらかしですよ。そして、市が実際、熊本市の場合はやるんですよ。しかし、ノウハウがないんですよ、ノウハウが。だから、県の土木とか本庁の河川とか砂防とか、そういう担当者がやっぱり市をリードしていかないとできないんですよ。だから、初めて扱うと言うんですよ、今度。政令市になってから、こういう地震なんか。対応の仕方が足りないんですよ。人数も何も、市が。だけん、そういうのはやっぱり県としっかり連携とって、せっかく概要プランをつくった以上は、今後もやっぱり——もう市に話しても、なかなか進まぬ。人間が少ないです、その調査ができませんとかね。もうパニックになっているんですよ。

だから、そういう専門の土木事務所とか砂防とか、そういう土木部のほうと連携とってですね。今のこの復興について、どんなものを作っていかないかぬかということをやったり県民、市民に——やっぱり一つずつ努力していただきますようお願いして、終わります。

以上。そこは要望です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 復旧・復興プラン、創造的復興を目指すという考え方は非常にいいと思います。

そういう中で、もとにあったものを戻すこともやっぱり基本ですよ。これをしていかなきゃならないと思いますけれども、それはハードだけじゃなくて、やっぱり人とか企業がどうだったのかということも考えていただいて——実際、地震発生以降、どのくらいの人口が減っているのか、わかります。子供たちが他県に転校していった数は出ていたと思うんですけれども、大体県民がどれだけ流出しているのか、それをどうやって呼

び戻すのか、その辺の少し考え方、持たれていますでしょうか。

○府高政策調整監 ちょっときょうはデータを持ち合わせておりませんが、調べまして、また後日、御報告を皆様方にしたいと思います。

○鎌田聡委員 今言いましたように、やっぱり去年は、地方創生でいかに人口流出をとめていくのかという議論をずっとやってきたと思うんですよ。やっぱり今回のこの復旧・復興プランも、そういった流れの中で、もしかして出ていかれた方をいかに戻していくのかということとは非常にやっぱり重要な視点だと思いますので、そこは僕はお持ちだと思ったんですけども。子供さんが出ていかれた方は、学校等で把握されているからわかると思います。多分、その辺もぜひ聞いていただいて、どれだけの人口が出ていって、どう戻していくのかということ、きちんと取り組みを進めていただきたいと思います。

それともう1点、企業ですね。立地企業の中で、具体的に言うと、アイシンさんあたりは、名古屋にある程度製造を持っていかれていると思うんです。で、夏戻ってくるという話は聞いておりますけれども、実際、戻ってくるのかどうなのか、来たのかどうなのか。ぜひそういった、出ていかれた企業をいかにまた戻していくのかという取り組みが重要だと思いますけれども、どれだけの企業が出ていかれているのか、把握されていますでしょうか。

○府高政策調整監 商工のほうはつかんでいきたいと思います。ちょっときょうはそのデータの持ち合わせはございませんけれども、そこも後日お知らせします。

○鎌田聡委員 この復興プランの中に、この

商工業のところにそういった誘致企業の対応あたりが書いてありますものですから、ぜひそういったところもやっぱり現状をつかんどっていただいて、一時的に出でいかれているなら、やっぱり帰ってきていただく取り組み、これが必要だと思えますし、永久に出でいくということも、もう一回やっぱり企業誘致の取り組みとあわせてやっていく必要があると思えますので、ぜひそういった視点も大切にしながら、この復旧・復興プラン、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了しました。

次に、執行部から報告の申し出が2件あっております。各委員への事前配付の資料では1件になっておりましたが、配付後に1件追加されております。

なお、質疑については、執行部からの報告の後、一括して受けたいと思えます。

それでは、間宮危機管理防災課長から2件の報告をお願いします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

私から2点報告をさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですけれども、今回、直前で追加をさせていただきました。資料は、平成28年熊本地震における安否不明者の捜索についてというものをごらんください。

発災後、先ほどもお話がありましたとおり、大和晃さんが依然として行方不明といった状況が続いておりますが、御両親がその大和さんのものと思われる車体を発見したというような状況もございますので、8月8日から10日、本日までの3日間、捜索活動を実施しております。

本日10時5分に、現場のほうから、人らしきものが発見された、現在収容に向けて作業中というふうな情報が入ってまいりました。その後、現場のほうで懸命に収容に向けて作業をしていただいておりますが、今のところ完了したというような情報は入っておりません。

以上が1点目でございます。

もう1点につきましては、平成28年熊本地震に関する県民アンケートの実施について、という紙をごらんください。

熊本地震の検証につきましては、復旧・復興プランにも今後進めていくというふうにご覧いただきまして、その一環といたしまして、今回、被災された方々を対象に、日ごろの災害への備えや熊本地震の際の行動等を調査することといたします。

これによりまして、県民の方々が感じられた教訓等を今後の災害対応に生かし、防災体制の強化を図っていきたいというふうにご覧いただいております。

調査はインターネットと郵送ですることとしてございまして、インターネットにつきましては、先週の8月3日から既に県のホームページで開始をさせていただいているところでございます。また、郵送につきましては、8月下旬をめどに調査票を郵送いたしまして、これは被害が大きかった地域の方々を中心に、約2,000名程度の方に御協力をお願いしたいというふうにご覧いただいております。

主な質問項目といたしましては、行政の支援体制に関する要望、評価、それから、情報収集の状況、避難生活におけるニーズ、事前の備えの状況、今の生活で不安に感じていることなどをお伺いする予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、回収したアンケート結果を集計、分析いたしまして、年内に結果を公表するような形で進めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 さっきお尋ねしたけん、関連して聞きますが、人らしきという程度は、どの程度のお話ですか。

○間宮危機管理防災課長 ちょっと具体的な状況は承知できておらないんですけども、骨ではなくて、ある程度形があるというふうに向っております。

○小杉直委員 もしかすると大和さんかもしれぬですので、改めてお悔やみを申し上げて、そして、携わった県、警察、消防、国交省、建設業者等の御努力に御慰労申し上げます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、陳情・要望書が4件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後2時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長